

一部抜粋

永山まちづくり実行委員会
令和4年度地域活動計画

永山まちづくり実行委員会

1 永山地域まちづくりの地域目標

屯田の歴史を引き継ぐ地域住民が結束したまちづくり

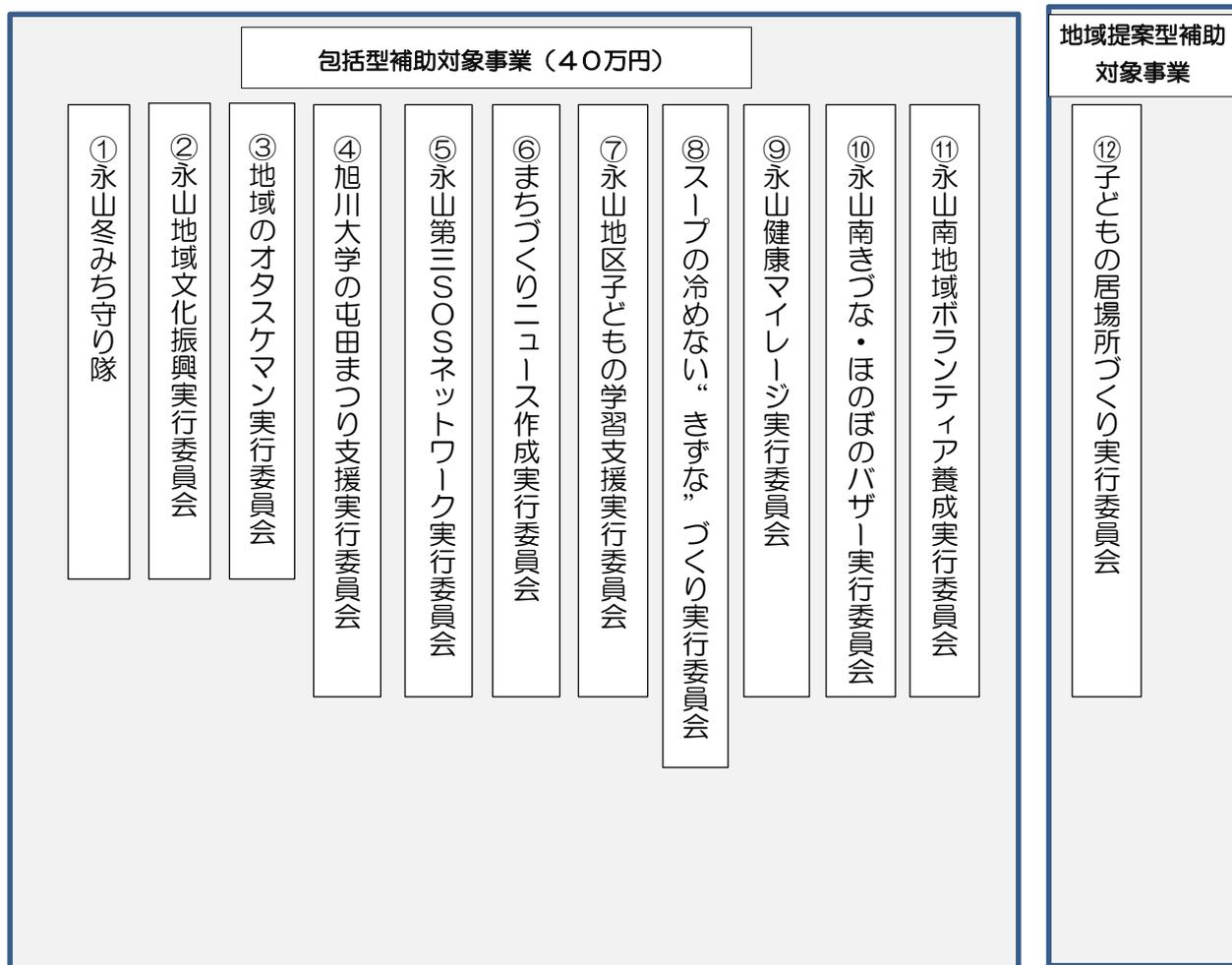
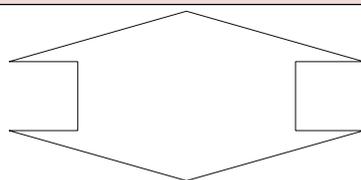
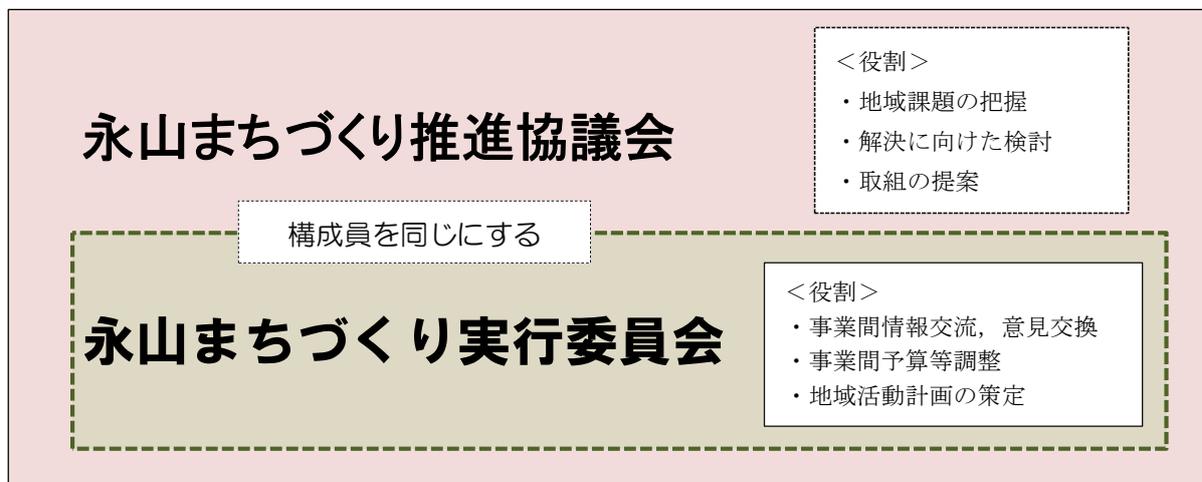
2 令和4年度事業計画（包括型補助金対象事業）

事業計画書

事業名	永山まちづくり推進事業
事業の目的・実施内容	<p>1 事業の目的</p> <p>様々な地域課題に対応するため、事業を実施する各実行委員会が互いに情報共有し連携・調整することで、課題に対し効率的かつ効果的な解決策の対応を図り、地域力の更なる向上を目指すことを目的とする。</p> <p>2 実施内容</p> <p>永山まちづくり推進協議会において作成された「永山まちづくり推進プログラム」に基づき各種事業の企画・実施を行う。</p> <p>各事業の進捗状況を共有し、効率的かつ効果的に行われるよう全体の事業調整等や、事業の実施に伴う効果や課題等を整理し報告する。</p> <p>なお、地域活動計画に基づく包括補助事業は、次のとおり(11事業)。</p> <p>○実施主体 ～ 永山まちづくり実行委員会</p> <p>(1) 地域自主除排雪事業 [事業主体：永山冬みち守り隊]</p> <p>(2) 永山地域文化保存・振興事業 [事業主体：永山地域文化振興実行委員会]</p> <p>(3) 地域のオタスケマン事業 [事業主体：地域のオタスケマン実行委員会]</p> <p>(4) 旭川大学の屯田まつり支援事業 [事業主体：旭川大学の屯田まつり支援実行委員会]</p> <p>(5) 永山第三 SOS ネットワーク事業 [事業主体：永山第三 SOS ネットワーク実行委員会]</p> <p>(6) まちづくりニュース作成事業 [事業主体：まちづくりニュース作成実行委員会]</p> <p>(7) 永山地区子どもの学習支援事業 [永山地区子どもの学習支援実行委員会]</p> <p>(8) スープの冷めない“きずな”づくり事業 [スープの冷めない“きずな”づくり実行委員会]</p> <p>(9) 永山健康マイレージ事業</p>

	<p>[永山健康マイレージ実行委員会]</p> <p>(10) SDG s に取り組もう ～永山南きづな・ほのぼのバザー</p> <p>[永山南きづな・ほのぼのバザー実行委員会]</p> <p>(11) 永山南地域ボランティア養成事業</p> <p>[永山南地域ボランティア養成実行委員会]</p>
事業期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

3 令和4年度永山まちづくり推進協議会の事業実施体制一覧



4 各事業一覧（総括表）

1) 包括型補助対象事業（永山トライアル：予算額 40 万円） … 11 事業

事業名称	事業計画	補助費 (総事業費)	実行体制	備考
1 地域自主除排雪	<ul style="list-style-type: none"> ・地域説明会の開催 ・地域排雪用地の確保 ・地域の冬のパトロール ・地域自主除排雪の指導, 実施 他 	20 千円 (20 千円)	永山冬みち守り隊 (隊長：葛西輝昭) 委員数：9 名	
2 永山地域文化保存・振興	<ul style="list-style-type: none"> ・永山地域文化振興 ・地域文化芸能普及 ～永山文化祭への協力参加 	10 千円 (10 千円)	永山地域文化振興実行委員会 (会長：信木晴雄) 委員数：9 名	
3 地域のオタスケマン	<ul style="list-style-type: none"> ・永山西小児童に「町内会」についての授業を行い, 他の学校にも啓発する。 	10 千円 (10 千円)	地域のオタスケマン実行委員会 (会長：葛西輝昭) 委員数：5 名	
4 旭川大学の屯田まつり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川大学学生が永山第二地区市民委員会のあんどん作成と情報発信に協力 	10 千円 (10 千円)	旭川大学の屯田まつり支援実行委員会 (会長：鈴木健太) 委員：16 名	
5 永山第三 SOS ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・永山第三地区での SOS ネットワークの構築 	10 千円 (10 千円)	永山第三 SOS ネットワーク実行委員会 (会長：葛西輝昭) 委員 10 名	
6 まちづくりニュース作成	<ul style="list-style-type: none"> ・永山まち協事業のお知らせ「まち協 NEWS」の作成・配布 	30 千円 (30 千円)	まちづくりニュース作成実行委員会 (会長：) 委員：6 名	
7 永山地区子どもの学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習スペースを確保し, 地域住民等による学習支援に取り組む。 	30 千円 (30 千円)	永山地区子どもの学習支援実行委員会 (会長：桑島保夫) 委員：18 名	永山公民館と連携し, 開催。

8 スープの冷めない“きずな”づくり 【地域提案から移行】	・高齢者を対象に、野菜スープのサロン（憩いの場）及び宅配（訪問活動）を実施する。	30 千円 (30 千円)	スープの冷めない“きずな”づくり実行委員会 (会長：橋坂いずみ) 委員：6名	
9 永山健康マイレージ 【地域提案から移行】	・ウォーキングコースを整備しマップを作成。 ・食生活改善啓発チラシを作成，配布。	50 千円 (50 千円)	永山健康マイレージ実行委員会 (会長：豊島琴恵) 委員：9名	
10 永山南きずな・ほのぼのバザー 【地域提案から移行】	・ほのぼのバザーの開催。 ・認知症，障がい当事者の方の活動の場の提供。	100 千円 (100 千円)	永山南きずな・ほのぼのバザー実行委員会 (会長：桑島保夫) 委員：12名	
11 永山南地域ボランティア養成 【新規】	・ボランティアに関する案内やアンケート実施。 ・ボランティア養成研修。	100 千円 (100 千円)	永山南地域ボランティア養成実行委員会 (会長：増田晃) 委員：7名	

2) 地域協働事業（地域提案型）… 1事業 ～ 予定

事業名称	事業計画	補助費（総事業費）	実行体制	備考
1 【新規】子どもの居場所づくり事業	・地域の子ども達が気軽に集える，交流のスペースを検討。	80 千円 (80 千円)	子どもの居場所づくり実行委員会 (会長：) 委員数：	

5 永山まちづくり実行委員会名簿

氏名	役職	所属団体
石本 一三	いしもと いずみ	あさひかわ商工会
上野 砂由紀	うえの さゆき	公募委員
葛西 輝昭	かさい てるあき	永山地区市民委員会連絡協議会
紙谷 忠志	かみや ただし	永山第三地区社会福祉協議会
北村 尚也	きたむら たかなり	新旭川・永山南地区包括支援センター
桑島 保夫	くわはた やすお	永山西地区民生委員児童委員協議会
佐々木 忍	ささき しのぶ	永山南地区市民委員会
塩尻 曜子	しおじり ようこ	公募委員
杉山 文男	すぎやま みちお	旭川市消防団
高橋 通江	たかはし みちえ	永山地域包括支援センター
高山 修	たかやま おさむ	公募委員
辻 研二	つじ けんじ	永山第二地区市民委員会
土田 雅起	つちだ まさき	永山南地区社会福祉協議会
豊島 琴恵	とよしま ことえ	旭川大学
増田 晃	ますだ あきら	永山南きずな連絡協議会
増見 典弘	ますみ のりひろ	永山中学校PTA
松本 浩司	まつもと こうじ	公募委員
宮腰 卓	みやこし たく	旭川農業高校
村井 博幸	むらい ひろゆき	永山南西地区市民委員会
山川八重子	やまかわ やえこ	公募委員
計		20名

(令和4年5月2日現在・50音順・敬称略)

「永山まちづくり実行委員会」会則

(名 称)

第1条 本会は、「永山まちづくり実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会は、永山まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画(以下「活動計画」という。)に基づく、各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 会は、次に掲げる者で構成する。

- (1)活動計画に基づく、各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者。
- (2)会が特別に認めた者。

(事 業)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 複数名
- (3)会 計 1名
- (4)監 査 1名

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監査は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年 3月 31 日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年3月29日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月 31 日までとする。